

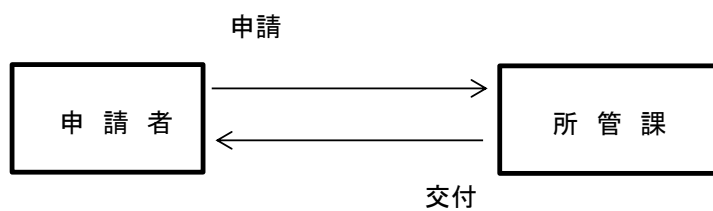
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 33

処 分 名	介護老人保健施設の管理者の承認	
処 分 の 概 要	介護老人保健施設を管理する医師以外の者を承認する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条 項	第95条第2項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
審 査 基 準		
未設定		
<p>【根拠法令等】</p> <p>○介護保険法(平成9年法律第123号) (介護老人保健施設の管理) 第九十五条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。</p> <p>○松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 ○松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。